

厚岸町規則第31号

厚岸町職員寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員寒冷地手当支給規則（平成24年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「扶養親族（）」の次に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。